

都中建がPR動画

スパイラル アップ事業 働き方改革、女性活躍

都中建が(公財)東京都、②中小建設業界の紹介と財団よりアデコ㈱、③建築・施工管理職④と受託し進めている「団 土木職⑤女性(建築・土木別採用力スパイラルアップ)」のスタッフインプ事業」で、中小建設 タビユーの5編で構成。業の業界イメージの向上 7社が取材に協力した。や就業促進を図るための PR動画を策定した。9 月の紹介では、中小建設 月11日に開催予定の合同 会社と大手ゼネコン、設 業説明会で上映。都中 計事務所、ハウスメカ



若手に大チャンスがある

PR動画(概要)

「自分の働 こと、現場監 督の仕事・ 同1日の仕 事(建築・ 土木)、キ ャリアプラ



現場監督の1日の仕事 土木工事

中小建設業(会社)紹介



建築・施工管理職 スタッフインタビュー

建のホームページやYouTubeページにも掲載して広くアピールす。あわせて、個社の課題 別コンサルティングや各種セミナーにも取り組む、会員や都内中小建設業の働き方改革や女性の活躍推進を支援してい



土木職 スタッフインタビュー



技術者スタッフインタビュー(女性)

も取得できる、また、所術者、さらに、2年目のべ長は自分のつくった建物トナム人工事係員が出が残り素晴らしいと、大演。3年目の現場代理人は、最初は監督業の見習いをしてながら現場の作業を行い、実際の作業を通じて勉強したとし、4年目の現場監督も、建設業は怖いというイメージがあったが、入社1年目は先輩の社員と現場に同行するなど先輩のサポートがあって安心して仕事ができる、専門の学校に行っていないまでもスタートでき、現場が終わった時の達成感が魅力と話す。

5年目の現場代理人も、実際に働いたら3Kのようなきつい仕事のイメージはなくなり、上司と部下の距離が近い、経験や資格がなくとも活躍できる仕事で、子供が生まれて育休を取得したことも紹介。16年目の現場代理人は、入社1年目で責任者に就任以来、どんな責任のある仕事をまかせられ、1年1年自分

の成長を実感してきたという。2年目のベトナム人係員は、仕事はなれたが、今はまだ日本語が難しいと一方、ベトナムの術者は女性社員も多数在籍する中、新入社員の時は分からないことが多いが、意見を言えるようになったことが成長と感じている。職場には設備担当技術者、3年目の現場主任(土木)の3人。現場監督は、大学時代に現場監督の体験学習をしたことをきっかけに業界に興味を持って入社した。思っていたよりも

の成長を実感してきたという。2年目のベトナム人係員は、仕事はなれたが、今はまだ日本語が難しいと一方、ベトナムの術者は女性社員も多数在籍する中、新入社員の時は分からないことが多いが、意見を言えるようになったことが成長と感じている。職場には設備担当技術者、3年目の現場主任(土木)の3人。現場監督は、大学時代に現場監督の体験学習をしたことをきっかけに業界に興味を持って入社した。思っていたよりも



撮影風景

東京都財務局に要望

適正利潤、生産性向上

都中建

都中建は2月、東京都財務局との意見交換会で「適正な利潤・適正な配分」「企業の生産性向上」に資する入札契約制度の実現を要望した。要望内容の概要は次の通り。

- ① 入札契約制度改革
 - 多くの中小企業が入札参加しているA等級の価格帯の予定価格9億円未満の工事案件まで事前公表を拡大。また、同価格帯の工事においては、東京都内に本社がある業者のみ入札に参加できるようにしたい。
- ② 入札時の工程表添付書等への質問に対する回答の明確化
 - 案件公表時に発注図書として工程表が公表されることになっておりますが、都発注案件の多くに添付されておられません。工程表を原則添付していただきたい。
 - また設計図書等への質疑に対する回答は、「監督員との協議による」が多く、応札金額や工程計画の精度が進まないとお伝えしましたが、未だ反映されていません。回答書により明確にしたい。
 - 加えて、参考数量の精度を高めていただくことも、数量の大きな差異が出た場合は、設計変更に反映していただきたい。
- ③ JV結成義務化の撤廃
 - 現行の入札参加要件で

は、中小建設会社が単体で参加できる規模においては、発注等級が拡大されることにより等級が意味をなさなくなっており、また、JV規模の案件において、単体での応札が増加しております。受注機会を確保するために、発注規模に見合う等級の入札参加要件としていただきたい。また、建築6億以上、土木5億以上の工事発注に際して、JV結成義務に反していただくか、多くの案件を総合評価として、JV加点について実効性がある単独加点および相場企業を加算加点していただきたい。

〈働き方改革の推進〉
 ◇働き方改革適合のための施工代価の標準時間の見直し
 常設作業帯を設置できない路上工事において、日常的な長時間労働の実態があるため、現場における作業時間以外に段取り、建設車両及び材料等の回送時間があるため、1日の拘束時間が12時間(実働11時間)のうち残業3時間となり、現状のままで長時間外労働の罰則付き上限規制に抵触してまいります(残業3h/日×平日21・6日/月、残業64・8h/月)。さらに現場代理人等は、プラスαとして書類整理、作成の時間が生じます。したがって、施工単価の基準となる施工代価の標準作業時間を改正労働基準法に適合できるように見直し(1日当たり標準作業時間8h→5h)をお願いいたします。